

8. その他

8.1 事後調査を実施した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

実施した者の名称：東日本高速道路株式会社 関東支社

代表者の氏名：支社長 良峰 透

事務所の所在地：埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 11 番 20 号

委託を受けた者の名称：エヌエス環境株式会社 東京支社

代表者の氏名：東京支社長 鈴木 拓哉

事務所の所在地：埼玉県さいたま市西区宮前町 1629 番地の 1

8.2 事後調査報告書の作成に当たって参考とした資料の目録

事後調査報告書の作成に当たって参考とした資料の目録は以下のとおりである。

【事後調査報告書の作成に当たって参考とした資料の目録】

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年 条例第 96 号）

東京都環境影響評価条例施行規則（昭和 56 年 規則第 134 号）

東京都環境影響評価事後調査基準（平成 11 年 告示第 894 号）

環境影響評価書 - 都市高速道路 高速外郭環状葛飾線建設事業 - （平成 10 年 5 月 東京都）

環境影響評価書資料編 - 都市高速道路 高速外郭環状葛飾線建設事業 - （平成 10 年 5 月 東京都）

事後調査計画書 - 都市高速道路 高速外郭環状葛飾線建設事業 - （平成 15 年 4 月 日本道路公団）

事後調査報告書（工事の施行中その 1～その 10） - 都市高速道路 高速外郭環状葛飾線建設事業 -

大気汚染に係る環境基準について（昭和 48 年 環境庁告示第 25 号）

二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 環境庁告示第 38 号）

地上気象観測指針（平成 14 年 7 月 気象庁）

騒音に係る環境基準について（平成 10 年 環境庁告示第 64 号）

騒音に係る環境基準の評価マニュアル（道路に面する地域編）（平成 27 年 10 月 環境省）

振動規制法施行規則（昭和 51 年 総理府令第 58 号）

低周波音の測定方法に関するマニュアル（平成 12 年 環境庁）

公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について（昭和 51 年 2 月 23 日 建設事務次官通知）

公共施設の設置に起因するテレビジョン電波受信障害により生ずる損害等に係る費用負担について（昭和 54 年 10 月 12 日 建設事務次官通知）

道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）（平成 25 年 3 月 国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）

8.3 連絡先

名 称：東日本高速道路株式会社 関東支社 さいたま工事事務所

所 在 地：埼玉県さいたま市岩槻区加倉 260

電話番号：048-749-9620

担当部署の名称：工務課